

南島原市地下水保全条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地下水</u> <u>地下に存在する水</u>をいう。ただし、温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。</p> <p>(2) <u>井戸</u> <u>自噴井であるもの又は動力を用いて地下水を採取する施設（深さが20メートルを超え、かつ、吐出口の口径が25.4ミリメートル（口径1インチ）を超える施設に限る。）</u>をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) <u>地下水採取者</u> <u>市内において地下水を採取する者</u>をいう。</p> <p>(8) <u>周辺住民</u> <u>井戸を設置又は変更しようとする一団の土地の境界から800メートル以内の区域に居住する者又は建物を所有する者その他の規則で定める利害関係を有する者</u>をいう。</p> <p>(市民及び事業者の責務)</p> <p>第4条 市民及び事業者は、地下水が<u>地域共有の貴重な資源</u>であることを認識し、地下水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が行う地下水の保全に係る施策に協力しなければならない。</p> <p>(禁止地域)</p> <p>第6条 禁止地域において井戸を設置し、又は変更（地下水の<u>用途</u>、<u>採取量</u>、井戸の深さ及びケーシングの口径、揚水機の種類及び能力並びに吐出口の口径を変更する場合をいう。以下同じ。）してはならない。ただし、市長が公共の用に供するため必要があると認めて許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(事前協議)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地下水 <u>事業用又は生活の用に供するため、掘削した井戸により採取する水</u>をいう。ただし、温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。</p> <p>(2) 井戸 <u>動力を用いて地下水を採取する施設であって、深さが20メートルを超え、かつ、吐出口の口径が25.4ミリメートル（口径1インチ）を超えるものをいう。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(市民及び事業者の責務)</p> <p>第4条 市民及び事業者は、地下水が<u>貴重なもの</u>であることを認識し、地下水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が行う地下水の保全に係る施策に協力しなければならない。</p> <p>(禁止地域)</p> <p>第6条 禁止地域において井戸を設置し、又は変更（地下水の<u>用途</u>、井戸の深さ及びケーシングの口径、揚水機の種類及び能力並びに吐出口の口径を変更する場合をいう。以下同じ。）してはならない。ただし、市長が公共の用に供するため必要があると認めて許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(事前協議)</p>

第8条 (略)

2 市の境界付近において井戸を設置しようとする者は、あらかじめ関係自治体と協議を行わなければならない。

(住民説明会の開催)

第8条の2 第6条ただし書又は第7条の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ地下水の採取の計画について、周辺住民に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、公共の用に供する場合又は特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 採取量が1日当たり50立方メートル以上の井戸を新規に設置しようとする場合

(2) 既存の井戸又は揚水機の変更で変更後の地下水の採取量が、1日当たり50立方メートル以上となる場合(変更後の採取量が、変更前と同じであるか、又は変更前より減少する場合を除く。)

2 前項の説明会を開催したときは、規則で定める事項を速やかに市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第9条 第8条の規定により協議を終了した者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を付して、着工60日前までに市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 予定採取量

(6)・(7) (略)

(届出)

第10条 第2条に定める井戸以外の揚水施設を設置し、又は変更しようとする者は、前条の規定に準じてあらかじめ市長に届け出なければならない。

(許可及び不許可の決定)

第8条 (略)

(許可の申請)

第9条 前条の規定により協議を終了した者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を付して、着工60日前までに市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 予定揚水量

(6)・(7) (略)

(届出)

第10条 第2条に定める井戸以外の揚水施設を設置し、又は変更しようとする者は、前条の規定に準じてあらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人又は集落で飲用及び生活雑用水に使用する場合は、この限りでない。

(許可及び不許可の決定)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、前項の許可を行う場合、1日の採取量について上限を設けるとともに、地下水保全に必要な次の条件を付することができる。

- (1) 量水器を設置すること。
- (2) 採取量の報告をすること。
- (3) 制水設備を設置すること。
- (4) 地下水採取による影響調査を実施すること。
- (5) 市と環境保全に関する協定書を締結すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(指導及び勧告)

第26条 市長は、第24条の規定による報告又は前条の規定による立入調査の結果、地下水の保全上必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、期限を定めて地下水の採取量の制限その他地下水の保全上必要な措置を採るよう指導又は勧告を行うことができる。

(措置命令)

第27条 (略)

2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し地下水の採取に着手し、又は着手しようとする者に対して、期限を定めて当該工事若しくは地下水の採取を停止させ、井戸を改善させ、又は地下水の採取量を減少させる等、当該違反行為の是正のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(緊急時の措置命令)

第28条 市長は、地下水を採取することにより付近の水の減少、枯渇、汚染又は地盤沈下の現象が生じたときは、期限及び区域を定め、その区域内における地下水採取者の全部又は一部に対し、地下水の採取量の制限その他地下水の保全上必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第11条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、前項の許可をする場合、量水器の設置、揚水量の報告その他必要な条件を付することができる。

(指導及び勧告)

第26条 市長は、第24条の規定による報告又は前条の規定による立入調査の結果、地下水の保全上必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、期限を定めて地下水の揚水量の制限その他地下水の保全上必要な措置を採るよう指導又は勧告を行うことができる。

(措置命令)

第27条 (略)

2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し地下水の採取に着手し、又は着手しようとする者に対して、期限を定めて当該工事若しくは地下水の採取を停止させ、井戸を改善させ、又は地下水の揚水量を減少させる等、当該違反行為の是正のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(緊急時の措置命令)

第28条 市長は、地下水を採取することにより付近の水の減少、枯渇、汚染又は地盤沈下の現象が生じたときは、期限及び区域を定め、その区域内における許可を受けた者の全部又は一部に対し、地下水の揚水量の制限その他地下水の保全上必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

